

浜田の五地想ものがたり推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、浜田の五地想ものがたり推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、合併でひとつになった5市町村それぞれの風土と食文化への想いを「五地想」という言葉に込めて、海と山に囲まれた豊かな郷土が育む安全安心な食資源を見つめ直し、地産地消へのこだわりとおもてなしの心を持って、生産者・事業者・消費者・行政などが連携して食の魅力あふれるまちづくりを推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、別表に掲げる機関、団体等（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。

2 本会の設置の期間は、当面3年間とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「食」を通じた地産地消運動の推進に関する事
- (2) 「食」の魅力的なまちづくりに向けた農商工連携に関する事
- (3) 「食」の魅力的なまちづくりに向けた調査研究に関する事
- (4) 構成団体等の情報共有及び活動のコーディネートに関する事
- (5) 前号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、協議会において構成団体等の互選により決定する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長が補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、会務を監査する。

(会議)

第7条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて構成団体以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第8条 本会の事業に関する特定の分野について調査・研究等を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、構成団体等の中から会長が指名する者（以下「部会員」という。）を持って構成するものとする。

3 部会には、必要に応じ部会員以外の者を出席させることができる。

(経費)

第9条 本会の経費は、市の負担金その他の収入をもって充てる。

(会計処理)

第10条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計処理は浜田市観光振興課が行う。

2 支出に関する事項は、会長の決裁とする。

3 本会の通帳の管理は浜田市観光振興課が行う。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、浜田市観光振興課内におく。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成21年9月15日から施行する。

附則

2 この規約は、平成22年7月22日から施行する。